

# 犯罪被害者支援における日本財団の取り組み

日本財団会長 笹川 陽平

犯罪被害者民間支援が開始され30年、また犯罪被害給付制度及び救援基金が始まって40年を迎え、幾度もの法改正及び諸施策の改善のために尽力された関連団体の皆様、また現場で支援活動に当たられてきた多くの方々のご貢献に、敬意と感謝の意を表します。

日本財団は犯罪被害者支援に取り組む中で、支援に携わる多くの方々のお話を伺い、我が国の犯罪被害者支援が未だ十分とはいえない点があることを痛感しております。そこで、民間による真の被害者支援のために、必要なことは何かを問い続けながら、助成事業の在り方を求めて参りました。

## I. 預保納付金支援事業の担い手として

1997年から2012年まで16年間にわたり、ポートルース交付金を活用して、犯罪被害救援基金、犯罪被害者支援団体の支援に取り組みました。47都道府県の犯罪被害者支援センターの立ち上げ、及び公安委員会指定「早期援助団体」の拡充に向けた人材育成についての事業を助成しました（総額約12.2億円）。支援センター設立にご尽力いただいた関係者の方々に御礼を申し上げます。

その後、振り込め詐欺救済法に基づく法令が一部改正され、預保納付金の一部を犯罪被害者支援の充実のために支出されることになり、2012年4月27日に日本財団がその担い手に選定されました。これを受けて、日本財団は民間被害者支援の一層の強化に向けて、預保納付金を活用した犯罪被害者支援事業に取り組んできました。預保納付金は、被害者に返せなかった資金であり、全額が被害者支援に活かされるべきと考えて、日本財団はその運用に要する事務経費（年間約2,500万円）の一切を負担しています。

預保納付金支援事業の開始当初の資金は総額約52億円でした。それを奨学金ファンド・助成金ファンド・予備ファンドに分けて運用を進め、毎年度、支出金として認められた預保納付金を助成金事業に充てています。これまで、奨学金事業で約400名に総額約5億円が給付され、また助成金事業では全国の民間犯罪被害者支援団体等に総額約25億円が助成金として支給されています。

## II. 貸与型から給付型へ

預保納付金による奨学金制度（以下まごころ奨学金）は貸与型で始まりました。2014年時点で国の奨学金は全てその方式であり、卒業後の重い返済義務を不安視して経済的困窮家庭の子どもの大学進学率が低下している事実がありました。同時に、まごころ奨学金の申請者の経済状況の確認をする中で、その家庭の多くが低所得層に属していることがわかりました。そこで、そのままでは卒業後も奨学金の返還が負担となり、社会で温かく支えることにより将来社会貢献の意欲向上を期待する、という制度の趣旨に反する、と考えました。民間の感覚で真の支援を追求するためには制度の見直しが必要だったのです。2017年、金融庁や預金保険機構及び関係者のご理解を得て、まごころ奨学金を給付型に移行しました。それまで貸与型を利用していた奨学生の返済残額の一部については日本財団の交付金で弁済しました。迅速な制度設計により本来支援を受けるべき犯罪被害者の子どもが、卒業後、長期にわたって奨学金の返済を背負うことになる従来の仕組みは解消されました。

さらに、ポर्टレース交付金により「日本財団よりそい奨学金」を設け、まごころ奨学金受給者を対象に学費以外の修学に係る費用の支援を行いました。これにより、給付額が定額に変わったことでまごころ奨学金受取額が減った場合でも安心して学生生活を続けることが出来るようになりました。2017年度から2019年度までに約235名に総額1.4億円を給付しました。

## III. 皆が支え合う社会

無差別の凶悪犯や家族間の殺傷事件など、世の中を震撼させる事件は依然として後を絶ちません。被害者が多数になり1か所では対応しきれない場合にも、日頃から顔なじみの関係にある民間支援団体は、即座に地域をまたいだ協力体制を発揮します。昨今のネット環境の普及に伴い、SNSを媒体とした犯罪による被害の低年齢化も社会問題となっています。学校などと連携した啓発活動を行い、被害者も加害者も出さない社会を目指す取り組みは今後ますます必要となるでしょう。民間の小回りの利くソフトパワーこそ、関連機関との連携を活用して新たな社会のニーズに即反応できるものと期待しています。

これまで、全国に設立された被害者支援センターは「早期援助団体」として民間の機動力とノウハウを活かして犯罪被害者団体や行政・関連機関との関係を築き、センター同士の連携をも深めてきました。また、全国被害者支援ネットワーク主導のもと、全国の被害者支援センターの相談員・支援員のための統一プログラムによる研修が実施され、どこにいても同質の支援が受けられるようになりました。さらに、全国を対象とした電話サポートセンターの開設により早朝夜間でも相談に対応し、より細やかな地域の支援に繋げるようになりました。これらの成果を資金面で支えたのは寄付金や賛助会費、また、日本財団の交付金、そして預保納付金です。犯罪被害者支援の活動が、犯罪被害が無くならない限り継続されるべき社会の義務であるなら

ば、是非それは国の制度化によって引き継がれることを望みます。

動機不明な犯罪が増え、誰でも犯罪被害者になる時代を迎えた今、被害に伴う負担についても皆で共有し、自分事として支え合う社会を作る必要があります。私たちは、かけがえのない家族を失った方々、いわれのない被害に遭い苦悩されている方々が、それでもなお我が国が信頼するに値し、決して独りでないと思える社会にすることが社会全体の責務であると確信しています。これからも、日本財団は皆様と共に民間の知恵と行動力を活かして、残された様々な課題の解決に向け努力していく所存です。